

○藤井寺市子ども・子育て会議規則

平成25年9月1日規則第41号

藤井寺市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市子ども・子育て会議条例（平成25年藤井寺市条例第20号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営その他子ども・子育て会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の日の5日前までに会議の招集及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(代理人の出席等)

第3条 会長は、委員が会議に出席できない場合にあつて、当該委員からあらかじめ申し出があつたときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(記録の作成)

第4条 議長は、会議について、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- (1) 会議開催の日時及び場所
- (2) 出席委員
- (3) 議事の概要

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども育成室子育て支援課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。